

福井市版

在宅ケア

いつまでも住み慣れた地域で 自分らしく 暮らしていくために

? 在宅ケアって何？

「在宅ケア」とは、病気にかかれた方や介護が必要になった方が、在宅においてご自身の病状や生活に合わせた医療サービスや介護サービスを受けながら、その人らしい生活を地域で送ることをいいます。「住み慣れた地域で生活したい、最期を迎えたい。」という願いがある方のためにあるのがこの「在宅ケア」です。

! かかりつけの医師・歯科医師・薬局をもちましょう

日頃から心身の状態を把握し、適切なアドバイスができる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局をもちましょう。

まずは 相談 から

● 退院後の生活相談

医療機関スタッフ

入院中や退院時の相談を医療機関の相談員などが行います。

● 介護の相談・サービス調整

ケアマネジャー

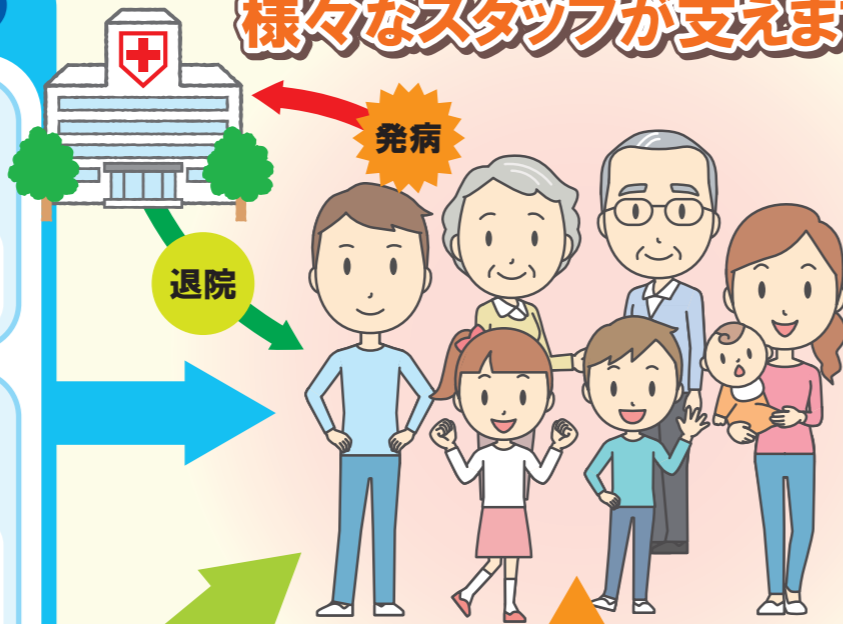
本人・家族の希望や身体状況などから総合的に判断して、介護サービス等の利用を支援します。

● 高齢者の方に関する相談窓口

ほやねっと (地域包括支援センター)

介護の問題だけでなく、福祉・医療サービスの利用も含めたさまざまな相談に応じます。

皆さまの地域での生活と医療を
様々なスタッフが支えます。



医療系サービス

● 医師による訪問

訪問診療・往診・ 居宅療養管理指導

通院が困難な方の自宅へ医師が訪問して診療を行います。

● 理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士による訪問

訪問リハビリ

歩行練習、入浴・更衣などの身の回りの練習、発語の練習など心身の機能の維持回復や、日常生活の自立を助けるためのリハビリを行います。

● 歯科医師・歯科衛生士 による訪問

歯科訪問診療・ 居宅療養管理指導

通院が困難な方の自宅へ歯科医師が訪問して歯科診療を行います。歯科医師の指示のもと歯科衛生士が口腔ケアも行います。

● 看護師等による訪問

訪問看護

看護師等が医師の指示のもと必要な処置を行います。病状の観察を行い、療養上のお世話もします。

● 薬剤師による訪問

在宅患者訪問薬剤管理指導 ・居宅療養管理指導

お薬の効果や副作用、食品などによるお薬への影響などの説明を行います。また、お薬の管理や配達もします。

● 管理栄養士による訪問

在宅患者訪問栄養食事指導 ・居宅療養管理指導

飲み込みの問題や栄養状態に適した食事形態や種類について説明します。必要な栄養量が不足しないよう食事管理のお手伝いをします。

介護系サービス

● 介護や生活のお手伝い

訪問介護： ホームヘルパー

排泄・入浴・食事などの身体介護や、調理・洗濯などの生活支援を行います。

● 日帰りおでかけ

デイサービス(通所介護) デイケア(通所リハビリ)

日帰りで施設に通い、入浴や機能訓練などのサービスを行います。

● いつでも訪問

定期巡回訪問・ 随時対応型訪問介護看護

心身の状況などに応じて、日中・夜間を通じて、訪問介護や訪問看護が連携して定期巡回と随時の対応を行います。

● ちょっとお泊まり

ショートステイ

施設に短期間入所して、入浴・排泄などの介護や機能訓練を行います。

● 自宅で入浴

訪問入浴介護

入浴設備を積んだ入浴車が自宅を訪問して入浴の介助を行います。

● まとめていろいろサービス

小規模多機能居宅介護

「通い」を中心に「泊まり」と「訪問」を組み合わせたサービスです。心身の状況、環境などに応じて柔軟に対応でき、どのサービスでも顔なじみの職員が対応します。

● 医療と介護と一緒に使える

看護小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」を一体的に利用できます。医療と介護の両面から柔軟に組み合わせができます。

● 住宅改修 ● 福祉用具購入・レンタル

入浴補助用具などの購入費の支給や歩行器・杖・ベッド・スロープなどをレンタルします。手すりの取り付けや段差解消などの改修費の一部を支給します。

施設など

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- グループホーム
- ケアハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅



病気やケガで寝たきりになっても

地域で医療や介護が受けられます。

～ たくさんの人に支えられ住み慣れた地域で ～

Aさん：90歳 要介護5



息子さん家族と同居しています。Aさんは家で転倒して入院しました。身体を動かすことができなくなり、寝たきりになってしまいました。今回、退院できることになりましたが、これからの生活がとても心配です。

Aさんと息子さん家族の困っていること

自宅での初めての療養生活なので、今後のことが心配です。どこに相談すればよいのか分かりません。

ケアマネジャーが相談にのります

病状が不安定で悪くならないか、いつも心配だけど、病院へ連れていけないので困っています。

医師が訪問します

寝て過ごすことが多く、床ずれ(褥瘡)ができています。高齢なので体調を崩すことが心配です。

看護師が訪問します

歯の状態が悪く、噛むことができず、ご飯が食べられません。

歯科医師が訪問します

食事が減ってきて、やせてきています。飲みこみにも問題があり心配です。

管理栄養士が訪問します

お薬がたくさんあってどのお薬をいつ飲んだらいいか分からなくなります。薬も取りに行く事ができません。

薬剤師が訪問します

大好きなお風呂に入る事ができなくなりました。また、身体が硬くなってきて、手や足を動かさにくくなってきました。

日帰りで入浴やリハビリができます

おむつ交換や食事介助など家族の負担が大きいです。家族が外出や外泊する予定があっても行けません。

お泊まりができます

介護ベッドや車いすがないと介護がやりにくくて大変です。

いろんな用具を借りることができます

Aさんが利用したサービス

(※体の状態や介護状況に応じてサービスを追加・変更できます)

退院前から色々相談ができました。介護保険の申請を代行してもらい自宅へ帰る準備ができました。自分にあった介護サービスが利用でき不安がなく生活を送れます。

月2回、自宅に医師が訪問し診察してくれました。緊急時にも電話相談や訪問をしてくれ安心できました。

週2回、健康チェックや床ずれの処置などをしてくれます。いつも医師と相談しながら対応してくれています。介護の相談にもしてもらいました。

随時、歯科医師が訪問し、歯の治療をしてくれたので、ご飯が食べられるようになりました。口腔ケアの仕方も教えてもらいました。

月2回管理栄養士が訪問し、栄養状態のチェックと飲みこみやすい調理法などを教えてくれたので、食べられる物が増えて食事が楽しみになりました。栄養状態も良くなり、床ずれも良くなってきました。

月2回、お薬を飲みやすく整理してもらい、飲み忘れがなくなりました。また、分かりやすくお薬の説明をしてくれました。配達もしてくれました。

週3回、施設に通ってお風呂に入られるようになりました。また、身体が硬くなるのを予防するためにリハビリをもらいました。とても喜んで利用日を待つようになりました。

月2回、施設に2泊3日で泊まって介護をもらい、身体を休める事ができました。今後も介護を続けて行く事ができます。急な時も利用できると聞いて安心です。

介護ベッドや床ずれになりにくいエアーマット、車いすを安く借りることができて、介護がしやすくなりました。故障があってもすぐに見に来てくれます。

? 在宅医療サービスの費用負担はどうなっているの？

- ◆ 医療保険の負担割合は1割～3割です。(所得や年齢等に応じて負担割合が変わります。)
- ◆ 利用者負担を軽減する制度(高額療養費等)があります。
- ◆ 負担軽減制度や費用の詳細につきましては、受診する病院等や健康保険の加入先にお尋ね下さい。

? 介護サービスの費用負担はどうなっているの？

- ◆ 要介護・要支援状態に応じて下表の支給限度額があります。この限度額内でサービスを利用したときの介護保険の負担割合は1～3割です。ご自身の負担割合については認定者に送付されている負担割合証でご確認ください。
- ◆ 支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた分が全額(10割)自己負担となります。
- ◆ 利用者負担を軽減する制度(高額介護サービス費・特定入所者介護サービス費等)があります。
- ◆ 介護サービスにかかる費用の詳細や負担軽減制度につきましては、担当のケアマネジャーや福井市役所介護保険課(TEL 20-5715)にお尋ね下さい。

要介護度	利用できる上限の支給限度額(1か月あたり)	サービスを利用した時の負担額(1割の場合)※
要支援1	50,320円程度	5,032円程度
要支援2	105,310円程度	10,531円程度
要介護1	167,650円程度	16,765円程度
要介護2	197,050円程度	19,705円程度
要介護3	270,480円程度	27,048円程度
要介護4	309,380円程度	30,938円程度
要介護5	362,170円程度	36,217円程度

※ サービスを最大まで利用した場合の負担額を示しているため、必ずしも上表の費用が必要ということではありません。

医療保険や介護保険は、みなさんが納める「保険料」と、国・県・市が負担する「公費」等を財源として運営されています。医療・介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスが受けられるように、みなさんで支えています。

働きながら介護を続けるための制度があります。(詳しくは事業主にお尋ねください。)

例えば.....

介護休業 介護が必要な家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます。

介護休暇 介護が必要な家族が1人の場合は年5日まで、2人以上の場合は年10日まで、1日または時間単位で休暇を取得できます。

介護者のための集いの場もあります。(詳しくは下記までお問い合わせください。)



福井市役所福祉保健部
地域包括ケア推進課 TEL 20-5400
FAX 20-5426